

# 埼玉県自転車安全利用指導員運用要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成23年埼玉県条例第60号。以下「条例」という。）第15条に規定する自転車安全利用指導員（以下「指導員」という。）の運用に関し、必要な事項を定める。

## (委嘱)

第2条 条例第15条第1項に基づく委嘱は、地域指導員及び学校指導員を委嘱するものとし、次の区分により行う。

- (1) 地域指導員 原則として、小学校区ごとに2名以上の地域住民を市町村長及び警察署長の推薦に基づき委嘱する。
  - (2) 学校指導員 各学校において交通安全指導を担当する教職員1名以上を所属する学校の長の推薦に基づき委嘱する。
- 2 地域指導員には自転車の安全な利用の促進に理解と熱意があり、原則として、交通安全活動に関する知識経験が豊富な地域住民を委嘱する。

## (任務)

第3条 指導員は、地域及び学校において、地域住民又は児童及び生徒の自転車の安全な利用に関する理解を深める活動を行い、より多くの県民が自転車の安全な利用を推進するよう努めることをその任務とする。

## (活動)

第4条 指導員は、前条の任務を達成するため、条例第15条第2項各号に規定する自転車交通安全教育、自転車の安全な利用に関する啓発活動及び広報活動その他自転車の安全な利用の促進を図る活動を行う。

- 2 指導員の活動は、条例第4条に規定する自転車利用者の責務並びに条例第8条第2項及び第9条第2項に規定する家族ぐるみの自転車交通安全教育の内容を指導及び助言することにより行う。
- 3 地域指導員は、担当する小学校区内において活動を行う。
- 4 小学校の学校指導員は、当該小学校区を活動区域とする地域指導員との連絡調整を行う。
- 5 指導員は、県民の理解と任意の協力のもとに活動を行う。

## (指導・助言)

第5条 指導員は、街頭で自転車利用者に対して啓発活動及び広報活動を行う場合は、市町村又は警察署の協力を得て行い、自転車が歩行者に危害を及ぼすおそれがある場合その他の自転車が関係する交通事故を防止するため必要があると認める場合には、条例第15条第3項に基づく指導及び助言に努める。

## (任期)

第6条 指導員の任期は、委嘱された年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、任期終了後も再委嘱することができる。

## (委嘱の取消)

第7条 知事は、指導員が次の各号の一に該当する場合は、当該指導員の委嘱を取り消すことができる。

- (1) 推薦者から委嘱取消依頼があった場合
- (2) 重大な交通法令違反を犯した場合
- (3) 重大な交通事故の第一当事者となった場合
- (4) その他指導員としてふさわしくない事由があった場合

(名簿)

第8条 県は、指導員名簿を作成し、管理する。

(報酬等)

第9条 県は、指導員に対し委嘱に伴う報酬及び費用弁償を支給しない。

(支援)

第10条 県は、指導員に対して啓発品を配付する等して指導員の活動を支援する。

2 県は、予算の範囲内において指導員の活動に対応するボランティア保険に加入するものとする。

(身分証明等)

第11条 指導員は、その身分を証明するため、県が貸与する証明証を、活動に際して常に携帯し、提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

2 指導員は、証明証を、他人に譲渡又は貸与してはならない。また、記載事項に変更が生じたとき、又は紛失し、若しくはき損したときは、知事に届け出なければならない。

3 指導員でなくなる場合は、証明証を返納しなければならない。

(報告)

第12条 県は、指導員に対し、活動状況の報告を求めることができる。

(連絡会)

第13条 県は、指導員相互の情報交換及び連携強化を図るため、自転車安全利用指導員連絡会を設置することができる。

(研修)

第14条 県は、指導員に対し、活動に必要な研修を行うことができる。

(事務処理)

第15条 指導員に関する事務は、埼玉県県民生活部防犯・交通安全課が関係機関と協力して処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、指導員について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。